議会総務課 つくば市 -7.8.18 収受 445

陳情 7 第 9 号

2025 年 8 月 16 日

3058555　茨城県つくば市研究学園 1 丁目 1 番地 1
つくば市役所本庁舎 6 階　つくば市議会局議会総務課
陳情受付窓口　ご担当者様

つくば市議会　黒田健祐　議長

つくば市の不正を隠蔽するために市民への攪乱目的欺罔行為を職務とすることの根絶を求め泥をかぶる覚悟で行動できた職員への正当な評価を求める陳情書

陳情者　住所：[redacted] 茨城県つくば市 [redacted]
氏名：[redacted]
連絡先：[redacted]

第 1　陳情事項

市政の腐敗を食い止め、市民を守るため、未来を担う児童・生徒らの真に健全な教育環境を守るため、

1. 生徒の就学上必要になる消耗教材費用である学校徴収金を、市が負担する学校経費に流用することがおかしいと思えない職員に「つくば市は生徒ではありません。毎日学校に通って

いても学校職員の皆さんも、生徒ではありませんよ」という所からやさしい日本語で再教育。

2. 地方自治法で禁じられているにもかかわらず、学校経費の私費精算を目的に、未成年者である児童・生徒の就学上必要な経費に見せ掛けた割当て現金徴収および公施設経費の勝手な私費精算について度々通報を受けるなど、校長に正常な判断力が無いか、文字や文章が読めても内容が理解できない等の業務に支障がある可能性を思わせる通報が再三ありながら、適切な配置転換をしない理由について、市議会で[redacted]教育長に説明させ、その全文を市民に公開。

3. 地方自治法・地方財政法に従わず、公費負担区分の支払いを目的として徴収した現金を、速やかに市の予算に編入しなかったり、1万円を超える物品を購入しながら備品登録もしない上、寄付採納手続きすらしていなかったり、学校が直接受領した現金寄附(市に属しない現金)の学校保管を行っていないか市内公立小中全校の監査実施。

4. 学校教育法・地方財政法・地方自治法に従わず、公費負担区分の私費精算が学校内で勝手に行われていないか市内全校監査実施。

5. 寄付採納および備品登録されていない私費設備がどれだけあるか市内全校調査実施。

6. 本来の消耗教材費および個人教育活動費用(学費)振替の為に手続きさせた口座情報を不正に利用し、強制割当寄付金徴収(刑法246条2:電子計算機使用詐欺罪)を行った職員の刑事告発や、法令に従うことなく恣意的につくば市が管理不全に陥るように積極的な事務的不作為や違法な会計を画策する校長(刑法233条:偽計業務妨害罪または刑法193条:職権濫用罪)の刑事告発を視野に入れた全校調査実施。

7. 各学校が公費負担区分の私費精算を行っていないか、市教委による年1回の監査および指導の徹底

8. 問題が発覚することを恐れ隠蔽することが職務ではなく、的確に判断し、非難や評価を恐れず「問題解決」に必要な行動ができた職員を正当に評価し、より良いつくば市であるために尽力・貢献した事案を周知し、不正告発を行おうとする職員を委縮させない環境づくりに積極的かつ具体的な施策を市政として示す事。

以上、8件について実施検討をお願い申し上げます。
最低でも過去3年は遡っての監査が望ましいと考えます。

第2　陳情趣旨

つくば市立吾妻中学校の校庭には、「危険だから近づかないように」と生徒に注意が必要なほど腐食した、3年は放置されているバスケットゴール2台(1対)が放置されていました。
[redacted]校長在籍時の令和5年度から放置されていました。

吾妻中学校の不正を調査する過程で開示請求したところ、2025年7月23日付7つくば教施第252号で「文書保存期間を満了しており廃棄済み」というあり得ない回答が、つくば市教育委員会事務局(教育局)教育施設課から通知されました。文書の発行者は[redacted]教育長です。

購入額または評価額が1万円以上であれば備品として廃棄完了まで状態記録し、必要に応じて修繕費や廃棄申請を行わなければならない物品です。

市販価格は36～57万円であり、屋外設置用具ですので、耐用年数1年未満と判断して消耗品に計上することもない物品ですから、当然、審査請求(添付証拠1)しています。

頭ごなしに疑うのは良くないので、7つくば吾中第47号で示されたように、「口頭で依頼を受けたのはどの部署か」を開示請求した所、7つくば教施第252号発行の1日前に「解体・廃棄依頼(施設修繕要望書・添付証拠2)」が起票されておりました。

添付された見積書は2025年7月28日に発行されています。つまり、7月28日時点でもまだ見積もり段階であり、物品が廃棄済みでもないので、教育施設課が[redacted]教育長にあり得ない回答をさせた事実は変わりません。

危険だと判断できるものを校庭に放置し続ける事になった、そもそもの原因は吾妻中学校校長の不作為です。しかし、起票してくださった教育施設課の担当者は子供たちの為、市民の利益の為、泥をかぶる覚悟で起票された事と思います。
あり得ない回答で市民の攪乱を業務とし、問題解決に向けて行動できなかった職員より、ずっとずっと評価されるべきです。つくば市教育局がデタラメな回答をする部署である事実は消えませんが、非難や評価を恐れて何もできないより、改善のために行動できた職員を守ることが市民の利益でもあります。

吾妻学園においては、未来を担う子供たちを平然と裏切っておきながら「子供を地域の担い手になるよう家庭教育をしているか」などと、市民を舐めきったアンケートが実施されております。ふざけすぎです。
これまでの経験上、学校長も教育局も市民を欺いて怒り狂わせることで楽しんでいるかのようにふざけた回答が得意ですから、このふざけた環境下でまともな仕事をする職員が不利益を被るような事があってはなりません。

教育委員会には教職員経験者の方が多いと思います。学校において、息をするように嘘をつくことが職務になっていて、教育施設における職場環境が酷い有様であることが分かりました。
しかし、冷静に考えてもらいたいのです。嘘で取り繕い、法を無視したデタラメな処理を行う職員が「学校の評価する優秀な、子供たちにとっての見本」であるならば、もう学校は誰にも必要とされない場所になっています。それが、つくば市が掲げ、目指し、世界に発信し続ける「世界の明日」なのですか。

教育局の応対があまりに酷いため、「学校備品(管理番号のあるもの)について廃棄申請など、廃棄・撤去までの事務処理について書かれた学校及び教育局担当課の作業フローまたはマニュアル」を開

示請求しました。2025年8月5日に受理された審査請求で「あり得ない回答をしている指摘」を受けてから着手したように見えますが、「令和7年度予算執行上の注意(添付証拠3)」が交付されました。

教育局が発行した内容を確認の上、吾妻中学校の校庭で3年は放置されていたバスケットゴールの廃棄について書類を確認すると、撤去要請ですから出すべき書類は「物品不用決定伺」であるにも関わらず、「施設修繕要望書」になっていて、校長印もありません。

市民への攪乱を狙ったよう説明をした事実は全く評価できませんが、機能不全に陥っている吾妻学園は学校長に任せてもおけない状況にあるため、教育施設課で処理を進めていただいた事については、僅かな前進と捉えております。

この度、交付いただいた「令和7年度予算執行上の注意」は、憲法が保障している義務教育無償が守られないつくば市民に非常に有益であるため、市民に広く周知されるべき文書と判断しました。公益の為に、この文書が交付されるまでの経緯と共に、未来を担う子供たちの権利と利益を守る為、陳情を認めるに至りました。

平成29年度、[redacted]教育長当時、吾妻小学校で[redacted]校長および[redacted]教頭に法令に反した攪乱目的の欺罔行為を受け、茨城県警に渡した記録(添付証拠4)、まだ保有しています。

[redacted]教頭は学校の過失を隠蔽するために、声を荒らげ威圧的態度で保護者を黙らせようとしました。子供を人質に取るような酷い対応でしたね。当然、[redacted]つくば市長にも通報してました。

あれから9年経とうとしている[redacted]教育長の後任である[redacted]教育長下で今も、あり得ない処理をしている有様です。子供たちはいずれ保護者として学校の実態を知るのです。法令遵守できない学校・校長を放置し続ける限り、世界の明日を語る資格は無いと思っています。

第3　添付証拠書類

計20枚、添付しました。

以上

証1　1/10

2025年8月5日

審査庁　総務部法務課　御中
つくば市教育委員会　御中

審査請求人 [redacted]

審査請求書

次の通り審査請求します。

・審査請求人の住所

[redacted]

・審査請求に係る処分の内容

実施機関が、2025年7月23日7つくば教施第252号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入・管理している記録」を開示しない決定

・審査請求に係る処分があったことを知った年月日

2025年8月4日

・審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の開示を求めます。

・審査請求の理由

2025年7月23日付で[redacted]教育長から不開示決定通知が発行された7つくば教施第252号(添付証拠1)における「3年は放置されているバスケットゴール2台」は、生徒に「危険だから近づかないよう注意」する程腐食が進んでおり、購入された年月日は相当前であることは分かります。

しかし、売価を調べた所、36万～57万円(添付証拠2)はします。つくば市は購入価格が1万円以上であれば規則上、備品扱いです。

(証)1 3/10

備品登録システムに登録し、適切な管理を行うよう定められています。これは、寄付として受領した場合も同様です。

念の為、補足説明をしておきますと、評価価格(金銭的にはゼロ円で受け取ったもの)も同様に備品扱いと定められていますから、取得費用がゼロ円であっても備品管理番号が存在している筈なのですが、教育総務課は寄付採納手続きをしていない(添付証拠4)ようです。

寄附受領した備品でなければ、廃棄まで購入年月日や資産価値、現在の状態について定期的な記録・管理がなされている筈です。

一般的にも30万円を超える物品は資産として扱われますので、備品管理記録以外の書類も存在してなければならない物品です。最低でも少額減価償却資産として扱う物品かと存じます。屋外設置用バスケットゴールの耐用年数が1年未満はありえませんから、設置当初は資産計上した筈です。

備品廃棄には、備品管理台帳の情報が必要です。具体的には、取得年月日・分類・納入者・取得部署または配置施設名です。

また、適切な備品管理がなされていれば、備品の状態も記録し、買い替え・撤去・廃棄などの申請を要するか定期的に確認・更新している筈です。廃棄まで更新する書類は保存期間も更新されていきますから、廃棄手続き完了まで保存期間満了が訪れる事はあり得ません。

教育局教育施設課の文書不存在理由である「文書廃棄済み」が真実であれば、書類上存在しない物品の廃棄処分代など予算執行できるわけもなく、「存在する備品管理簿を廃棄したために」未成年者に危険が及ぶ可能性のあるものを数年に渡り放置する結果になっているなど、教育施設課は自治体の管理としてありえない事務処理を行っていますと証明する通知文書です。

それで間違いないというのなら、「教育施設課はあり得ない事務処理をするので適切な廃棄手続きを経ずに文書を廃棄しました」という反論書をいただきたいと思いますが、これが本当に真実でしょうか。

証1 3/10

7つくば吾中第47号で示されているように、吾妻中学校の校長は口頭で伝えられるくらい「撤去を要請する相手を把握」しており、教育施設課も把握していない、つくば市も受領していない廃棄物が公施設に放置されているなら、つくば市も吾妻中学校も不法投棄として「訴える側」の筈なのに、吾妻中学校の校長は「まだ訴えられていない」という「訴えられる側」目線で回答(添付証拠5)しています。

この理由からも、2025年7月23日7つくば教施第252号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入・管理している記録」について、教育施設課の「文書保存期間満了により廃棄したため」という不開示決定理由があり得ないので、存在しないなら存在しないで真実を通知してください。

吾妻中学校校長がつくば市が管理できなくなるように混乱させる事務処理を積極的に行っているのであれば偽計業務妨害罪(刑法233条)で告訴可能だと思います。普通に刑事事件です。

もうこれは教育委員会が事実に向き合って、つくば市から違法・不正会計を排除する確認・指導・改善確認を行わなければならない状況であり、攪乱の為の言い逃れに努力をするならば、自治体として「つくば市が主導した不正行為」だと認めるようなものです。

それでも、つくば市教育委員会が隠蔽に加担するように不存在理由が正当だと反論するならば、少なくとも[redacted]教育長率いるつくば市教育委員会が認め、推奨している違法徴収・不正会計であるも同然です。

以上の理由により、2025年7月23日7つくば教施第252号により審査請求人に対して出した「つくば市立吾妻中学校校庭に3年は放置されているバスケットゴール2台についてつくば市が購入・管理している記録」を開示しない今回の決定を取り消し、存在しない真の理由に改めて発行し直すか、存在する場合は開示・公布してください。

証1 4/10

・実施機関による教示の有無

「この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会に対して審査請求をすることができます。」との教示がありました。

・証拠書類

計６枚を添付します。

以上

証1 5/10

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

７つくば教施第252号
令和７年（2025年）７月23日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	つくば市立吾妻中学校校庭に３年は放置されているバスケットゴール２台についてつくば市が購入管理している記録。
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 当該文書は保存期間を満了しており、廃棄済みのため
担当課	教育局教育施設課 電話番号　029-883-1111（内線4920）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以

受付 第140号　2025.8.4 me 窓口受取

Rakuten Mobile
Rakuten
初めて申込+他社から乗換(MNP)で 30,000円相当 最大
※条件あり
乗換以外は 22,000円相当 最大

証1 6/10

[redacted]

5倍 ビジネス割
セール
レビューキャンペーン
倉庫受取

※こちらは定置式タイプの販売ページです

本体とリングが直結！
三和体育の安全配慮設計

リングはバスケット板を挟んで本体フレーム直結！腐食によるボード脱落・リング脱落などの危険な事故を未然に防ぎます

法人限定商品

■個人宅配送不可・法人名必須
※お届け先名に必ず法人名を記載してください
※法人名がないご注文はキャンセルとなる場合がございます
■看板・表札への法人名掲示必須
※表記がない場合は配送できかねます

【P5倍8/5 13-15時&最大1万円ｸｰﾎﾟﾝ8/4-10】 【法人限定】バスケットゴール ジュニア用 定置式 体育用品 バスケットボール用ゴール スポーツ用品 部活動 体育 クラブ活動 公園 校庭 教育施設 S-9367
【レビューで次回使える最大2000円割引クーポンGET】

メーカー希望小売価格 ~~484,000円~~
364,100円 +送料

数量

お届け先 東京都

配送予定 1ヶ月前後で出荷予定

配送情報 **送料別**
大型宅配便

すべての配送方法と送料を見る

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

令和5年度

学校への寄附に係る受領手続きについて
～地域やPTAからの寄附～

令和５年度教頭及び学校事務担当者研修会

令和５年(2023年)４月24日（月）

教育総務課

この文書は，情報公開
により開示された物
である。　つくば市

2 物品の寄附手続きについて

手順3　（必要に応じて備品登録）

○購入価格又は評価価格が税込１万円以上の物品については、
物品規則上、備品としての取扱いになるため、
備品登録システムに登録し、備品として適切な管理を行ってください

第5条　物品の分類は、次のとおりとする。
(1)　備品　その性質又は形状を変えることなく比較的長期間にわたり使用に耐える物及びその性質が消耗性の物であっても美術品及び骨とう品として保管する物。ただし、次に掲げる物は、消耗品とみなす。
ア　購入価格又は評価価格が10,000円以下の物(図書館、図書室等に備えて、閲覧又は貸出に供する図書、資料価値の高い図書その他保存の必要のある図書を除く。)
イ　美術品及び骨とう品以外のガラス製品、陶磁器等破損しやすい物
ウ　記念品、ほう賞品等の贈与を目的とする物

（つくば市物品規則）

様式第４号（第６条関係）

証1 9/10

行政文書不開示決定通知書

７つくば教総第652号
令和７年(2025年)７月30日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年(2025年)７月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校の校庭に設置されているバスケットゴール２台について、つくば市が購入・管理している記録または寄附として受領した文書
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ■文書不存在 （理由） 該当する文書を作成していないため
担当課	教育局教育総務課 電話番号　029-883-1111（内線4610）

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟においてつくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第140号

2025、8、4 am 窓口受取

証1 10/10

様式第４号（第６条関係）

行政文書不開示決定通知書

７つくば吾中第47号
令和７年（2025年）７月31日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）７月13日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つ[redacted]公開条例第９条第２項の規定により、次のとおり開示しないことに決定したので通知します。

行政文書の名称又は請求に係る行政文書の内容	吾妻中学校校庭にある、バスケットゴール２台について、撤去要請している文書及び不法投棄として被害を訴えているつくば市の文書
開示をしない理由	□つくば市情報公開条例第５条第　号該当 □つくば市情報公開条例第８条該当 ☑文書不存在 （理由） ・撤去要請については、口頭での依頼のため文書が存在しない。 ・不法投棄として訴えられている文書がないため
担当課	つくば市立吾妻中学校　電話番号　029-852-7751

（審査請求に係る教示）
この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、つくば市教育委員会教育長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

（処分の取消しの訴えに係る教示）
この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、つくば市を被告として（訴訟において つくば市を代表する者はつくば市教育委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

受付 第141号　2025.8.4 mon 窓口受取

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

教育施設課 つくば市 -7.7.22 受付 収受

【教育施設課扱い】

令和7年度　施設修繕要望書

令和 7 年 7 月 22 日

学校名	つくば市立吾妻中学校	校長名 [redacted]	担当者 [redacted]
番号	修繕内容		要望内容
1	案件名 グラウンドのバスケットゴールの撤去 1. 日時 2. 場所 グラウンド 3. 原因者	4. 対象物 バスケットゴール2台 5. 原因 劣化、長期間グラウンドに放置されており、使用していない状況だった。 6. 破損状況等	1. いつまでに なるべく早く 2. どのような対応を要望か 生徒の安全のためグラウンドからバスケットゴールを撤去してほしい。
2	案件名 1. 日時 2. 場所 3. 原因者	4. 対象物 5. 原因 6. 破損状況等	1. いつまでに 2. どのような対応を要望か

1/2

2

留意事項：①別紙で写真（遠景、近景どちらも）添付してください。 ②必ずしも要望通りに行うものではありません。

この写しは，情報公開により交付された物である。 つくば市

2025 年 7月 [illegible]日　　No. 2990

つくば市長 [redacted] 様

〒[redacted]
茨城県つくば市[redacted]
株式会社
代表取締役
TEL[redacted] FAX
登録番号:[redacted]

担当者印
[redacted]

下記の通り御見積申し上げます。
件名:吾妻中学校屋外バスケットゴール解体撤去

[redacted] [redacted]

ご商談のとおり
ご商談のとおり
ご商談のとおり
60日

屋外バスケットゴール解体撤去					10%
解体撤去費(解体・撤去処分)	[redacted]	1	対	[redacted]	[redacted] 10%
諸経費(工具損料含む)		1	式	[redacted]	[redacted] 10%
	10%税抜計				[redacted]
	10%消費税				[redacted]

証 2　2/2

合計 [redacted]

様式第１号（第４条関係）

行政文書開示請求書

2025年8月6日

実施機関　宛て

〒[redacted] 茨城県つくば市[redacted]

住所又は居所

氏名又は名称

（法人その他の団体にあっては、代表者の氏名）

電話番号 [redacted]

訂3　1/7

つくば市情報公開条例第３条の規定により、次のとおり請求します。

請求に係る行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	学校備品（管理番号のある物）について廃棄申請など、廃棄・撤去までの事務処理について書かれた学校及び教育局担当課の作業フローまたはマニュアル。
求める開示の実施の方法 □にレ印を付してください。	1　文書又は図画の場合 □閲覧　☑写しの交付 2　電磁的記録の場合 □閲覧（印刷物として出力したもの） □専用機器により再生したものの聴取、視聴又は閲覧 ☑用紙に出力したものの交付 □複写物による写しの交付
	写し等の交付方法 □事務所での交付　☑送付による交付

（太枠内のみ記入してください。）

受付年月日及び受付番号	決定期限	令和7年（2025年）8月21日
つくば市 情報公開・個人情報 -7.8.-6 第163号 収受	担当課	教育局 部 教育施設 課 電話番号　029-883-1111（代表）

2025.8.15 FAX着

証3 3/7

163

様式第２号（第６条関係）

行政文書開示決定通知書

７つくば教施第313号
令和７年（2025年）８月14日

[redacted] 様

つくば市教育委員会教育長 [redacted]

令和７年（2025年）８月６日付けで開示請求のあった次の行政文書については、つくば市情報公開条例第９条第１項の規定により、次のとおり開示することに決定したので通知します。

行政文書の名称	令和７年度　予算執行上の注意事項	
開示の実施の方法	用紙に出力したものの交付（送付による交付）	
開示を実施することができる日時及び場所	日　時	年　月　日　午前・午後　時　分
	場　所	
担当課	教育局教育施設課 電話番号　029-883-1111（内線4920）	

（注）１　行政文書の開示を受ける際には、この通知書を提示してください。
２　指定された開示の日時に都合が悪い場合には、その日時以降で都合のよい日時についてあらかじめ担当課に電話等で連絡してください。

2025.8.15 FRI 窓口受取

（小中学校）

証3 3/7

令和７年度　予算執行上の注意事項

1　伝票処理について

・施設修繕について、１０万円未満の支払は各学校で伝票処理をお願いします。
・１０万円以上の支払については契約事務が必要となりますので、契約から支払いまで教育施設課で処理します。
・予算を執行する場合は、正確かつ適正な事務処理に心がけるとともに、請求書受理後は速やかに伝票処理を進めてください。伝票の決裁及び検収は学校長で処理し、決裁後は、直接、会計事務局へ提出してください。
・代金の支払は、請求書の受領後３０日以内に支払うことと定められており、遅れた場合は遅延防止法にもかかわるため、注意するようお願いします。また、請求書のコピーを必ず保管するようお願いします。

2　修繕（施設・備品共通）について

・施設等の修繕が生じた場合は、金額の大小に関わらず、事前に教育施設課の担当者に別添の修繕要望書を提出し、修繕を依頼してください。
・危険等で緊急を要するもの（漏水、ガラスの破損等）は、電話で連絡後、修繕要望書を提出してください。
・修繕要望書には内容を記載し、該当箇所、状況がわかる写真（カラー印刷したものでも可、近景及び遠景）を添付した上で、担当者へ提出してください。
・（緊急ではない）修繕要望書は公共施設整備課と計画的な修繕を行う予定です。
・（緊急ではない）修繕要望書については期限を５月末日としますので期日の厳守をよろしくお願いします。

※追加で修繕が必要な箇所が発生した場合は都度、修繕要望書を提出してください

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

（1）１０万円未満の修繕について

支払等の一連の事務処理については、各学校で処理するものですが、事業者の選定にあたっては、事前に教育施設課の担当者に相談し、修繕を依頼してください。修繕終了後は速やかに請求書の支払事務を進めてください。

（2）１０万円以上の修繕について

修繕の種別により、公共施設整備課に修繕の依頼を教育施設課で行います。修繕要望書を提出する際は、修繕の優先順位付けの徹底をお願いします。

なお、公共施設整備課が行う工事での疑義事項(工期や実施日等)については直接、公共施設整備課にお問い合わせをお願いします。

（3）リース機器の修繕について

リース機器の修繕については、リース契約に修繕等の保守が含まれていない場合もありますので、事前に総合教育研究所に確認してください。

なお、令達予算からリース機器の修繕料を支出する場合は、共通摘要コードの「０９リース機器修繕料」を使用し、令達された備品修繕料から支払いください

修繕要望に必要な書類
・施設修繕要望書
・状況がわかる写真（カラー印刷したものでも可、近景及び遠景）

3　備品購入について

（1）購入伺の作成上の注意

①令和７年度管理備品購入伺いを作成してください。なお、備品については、つくば市物品規則の規定により購入価格が税別１万円以上の物品が備品となります。

１万円未満の物品については、消耗品（学務課）として購入してください。ただし、生徒用机椅子は１万円未満の物品であっても備品扱いとなります。

②単価は最新版カタログを使用し、必ずカタログの写しを添付してください

（購入伺を提出する前に、事業者への見積り依頼はしないでください）

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

（小中学校）

③備品については、メーカーごとに記入してください。
④電気関係の備品については、電気製品カタログから選定してください。
⑤教材備品と管理備品の区別については、別添の教材整備指針
（文部科学省ホームページより抜粋）を参考にしてください。

（2）備品購入伺の提出期限
5月末日としますので期日の厳守をよろしくお願いします。
購入伺い提出後、教育施設課で購入できるか検討いたします。
別紙の配当額については目安となりますので、調整が生じる場合がございます。

（3）備品の登録について
管理備品は備品管理システム＜庁内イントラシステム→ポータル→備品管理システム＞において登録を行い、備品シールを貼って管理してください。備品管理システムの操作方法及び備品シールについては、＜庁内イントラシステム→電子書庫→財務部→管財課→備品管理＞にある備品管理システムマニュアルを参照してください。
教材備品は、各学校で管理表を作成し、台帳として保管してください。

（4）備品の廃棄について
管理備品を廃棄するときは、物品不用決定伺を作成し教育施設課に提出してください。備品管理システムから出力することができます。
起案者の職氏名欄は各学校長とし、印は校長印を押してください。
教材備品については、各学校で廃棄したことが分かるように管理してください。
また、備品が存在しないが台帳に記載があるため不用決定伺を提出されることがありますので、再度、備品と台帳との整合確認の徹底をお願いします。
※図書備品の廃棄については、学務課が担当になりますので、御注意ください。

備品購入に必要な書類
・備品購入伺
・カタログの写し
備品廃棄に必要な書類
・備品不用決定伺（備品管理システムより出力）
・備品台帳の写し

この写しは，情報公開により交付された物である。

証3 6/7 （小中学校）

4　植栽の剪定及び伐採等

植栽の剪定、伐採については、教育施設課の担当と協議のうえ進めてください。依頼の際は、「樹木剪定要望書」の提出をお願いします。予算については必要に応じて各学校へ令達します。

植栽剪定要望に必要な書類
・植栽剪定要望書
・対象の写真および位置図

5　害虫駆除等について(毛虫消毒・ハチ営巣撤去)

害虫駆除については、教育施設課の担当と協議のうえ進めてください。依頼の際は、「害虫駆除要望書」の提出をお願いします。予算については必要に応じて各学校へ令達します。なお、撤去が必要なハチの営巣が発見された場合は早急に教育施設課に連絡をお願いします。
その際は、①営巣の位置②営巣の高さ③ハチの種類(分かれば)をお知らせください。

害虫駆除要望に必要な書類
・害虫駆除要望書
・対象の写真および位置図

6　施設の維持・管理について

施設の不具合や異常、漏水、破損などが生じた場合は、教育施設課の担当者へ御連絡ください。また日頃から学校の環境・衛生上、安全上を確保するためにも、定期的に施設の点検をしていただきますようお願いします。

7　共通注意事項

（1）ボランティア等で行った除草は各学校の集積所に置いておけば、燃えるゴミの日に収集します。ゴミ袋に詰めて除草とわかるように明記お願いします。
（2）各種書類の提出において、押印が不要な書類については、tkb メールでも受付しています。その際は、お手数ですが担当まで電話連絡をお願いします。
＜ 教育施設課施設管理係メールアドレス　edc042@city.tsukuba.lg.jp ＞

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

証3 7/7 (小中学校)

「物品不用決定伺」作成上の留意事項について

1　様式について

物品不用決定伺いの様式については、管理備品については、備品システムから出力した様式を使用願います。

2　保存年限について

物品不用決定伺の「保存」欄は、物品の種類にかかわらず「５年」で記載願います。

3　不用の理由について

物品不用決定伺の「不用の理由」欄については、主に修繕が不可能であると考えられますので、「修繕が不可能のため」と記載願います。また、台帳と照合の結果、備品がない場合であっても、理由欄は同様の内容で記載してください。

また、取得年月日や取得価格等の詳細がわからない物品については、「不用の理由」欄に理由を記載するとともに、二段書で「取得時に台帳記載漏れのため、取得価格等は不明」と記載してください。

4　処分年月日について

物品の処分年月日は、最終決裁権者の決裁後に処分されることとなります。しかし、教育施設課に提出された段階で、処分年月日が過ぎている、あるいは決裁までに余裕のない期日となっていることがあります。決裁を含めて余裕のある期日の記入をお願いします。

5　備品台帳の添付について

市物品規則で定める備品台帳の写しの添付を忘れずにお願いします。

この写しは，情報公開により交付された物である。　つくば市

7月12日（水）
11日に作成した文書を，市教育局に届ける。← 私宛ての回答は教諭にもある。

7月13日（木）
[redacted]が欠席だったため，18:00に担任より保護者に電話を入れる。児童の様子を聞いたところ，「朝伝えたとおり」とのことであった。
先日学校に送られた文書について，回答を口頭で行いたいと伝えたところ，理由を聞かれたため，電話対応を教頭に代わる。
教頭より，口頭で回答したいと伝えたが，「どうして文字にできないのか」，「その理由は何か」と聞かれたため，「[redacted]さんが市に文書を提出しているので，市より回答を求められており，学校は市から指導を受けて対応を回答している。そのため，この文書は公文書扱いとなり，公文書である以上，学校で同様なものを作成して渡すことはできない」と伝える。
何度か同様のやりとりをしたが，理解を得られなかった。
この状況について，18:30頃，学校長に報告が入る。

↑ 狂言。市(教育局)の指示だと言い張っていた。情報公開制度違反。
↑ 当たり前。

7月14日（金）
昨日の件も含めた意見を記入した連絡帳を担任から預かる。
昨日18:00の電話の内容と，今回の連絡帳のコピーを市教育局に送付し，学校長より事情を説明する。

↑ 情報公開制度について説明した記録も。

9　今後の対応

別紙の通り

↓

この写しは，情報公開により交付された写しである。